（削る）

五　（略）

（監視情報課の所掌事務）

第七条　監視情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　放射線による障害の防止に関する事務（原子力事業者（原災法第二条第三号に規定する原子力事業者をいう。第十八条第五項第一号ニにおいて同じ。）又は地方公共団体が実施する原子力災害予防対策（原災法第二条第六号に規定する原子力災害予防対策をいう。以下同じ。）に関する事務を含む。）のうち放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定に関すること。

四　（略）

（参事官の職務）

第八条　参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌し、又は長官官房の所掌事務（委員会の所掌事務に関する訴訟に関するもの に限る。）に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に参画する。

一　委員会の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること（人事課の所掌に属するものを除く。）。

（削る）

二・三　（略）

（削る）

四～七　（略）

八　国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関すること（放射線防護企画課の所掌に属するものを除く。）。

五　第一号に掲げるもののほか、国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関すること。

六　（略）

（監視情報課の所掌事務）

第七条　監視情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　放射線による障害の防止に関する事務（原子力事業者（原災法第二条第三号に規定する原子力事業者をいう。第十八条第六項第一号二において同じ。）又は地方公共団体が実施する原子力災害予防対策（原災法第二条第六号に規定する原子力災害予防対策をいう。以下同じ。）に関する事務を含む。）のうち放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定に関すること。

四　（略）

（参事官の職務）

第八条　参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌し、又は長官官房の所掌事務（委員会の所掌事務に関する訴訟に関するもの に限る。）に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に参画する。

一　委員会の所掌事務に関する訴訟に関する事務の総括に関すること。

二　前号に掲げる事務に関し必要な調査に関すること。

三・四　（略）

五　委員会の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること（人事課の所掌に属するものを除く。）。

六～九　（略）

（新設）

九　（略）

十　委員会の所掌事務に関する訴訟に関する事務の総括に関すること。

十一　前号に掲げる事務に関し必要な調査に関すること。

（企画官）

第十七条　放射線防護企画課に、企画官二人を置く。

（削る）

（削る）

2　（略）

（放射線環境対策室並びに環境放射能対策官及び上席放射線防災専門官）

第十八条　監視情報課に、放射線環境対策室及び上席放射線防災専門官二十五人を置く。

2～4　（略）

（削る）

5　（略）

（経理調査官、上席訟務調整官、原子力規制特別国際交渉官、企画官、上席会計監査官、首席査察官、統括技術研究調査官、上席技術研究調査官、核物質防護指導官、上席核物質防護対策官、国際核セキュリティ専門官及び安全管理調査官）

第十九条　長官官房に、経理調査官一人、上席訟務調整官二人（検察官をもって充てるものとする。）、原子力規制特別国際交渉官

十　（略）

（新設）

（保障措置室並びに首席査察官及び企画官）

第十七条　放射線防護企画課に、保障措置室及び企画官二人を置く。

2　保障措置室は、国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関する事務をつかさどる。

3　保障措置室に、室長及び首席査察官一人を置く。

4　首席査察官は、命を受けて、保障措置室の所掌事務のうち査察に関する専門的事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

5　（略）

（放射線環境対策室並びに環境放射能対策官、企画官及び上席放射線防災専門官）

第十八条　監視情報課に、放射線環境対策室並びに企画官一人及び上席放射線防災専門官二十五人を置く。

2～4　（略）

5　企画官は、命を受けて、監視情報課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

6　（略）

（経理調査官、上席訟務調整官、原子力規制特別国際交渉官、企画官、統括技術研究調査官、上席技術研究調査官、上席会計監査官、上席技術研究調査官、核物質防護指導官、上席核物質防護対策官、国際核セキュリティ専門官及び安全管理調査官）

第十九条　長官官房に、経理調査官一人、上席訟務調整官二人（検察官をもって充てるものとする。）、原子力規制特別国際交渉官